

統計法施行令改正案の概要

総務省政策統括官（統計基準担当）

統計法施行令改正案の概要

1. 概要

- ・ 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）の施行に伴い、統計法施行令（平成20年政令第334号）について必要な規定の整備を行うもの

2. 主要改正内容

- ・ 調査票情報の提供（統計法第33条の2第1項）に係る手数料の額等を規定するとともに、オーダーメイド集計（統計法第34条第1項）及び匿名データの提供（統計法第36条第1項）に係る手数料の額を改定

（改正後の手数料の額）

- ・ 調査票情報の提供 : 提供に要する時間1時間までごとに4,400円＋送料等
- ・ オーダーメイド集計 : 集計に要する時間1時間までごとに4,400円（改正前：5,900円）＋送料等
- ・ 匿名データの提供 : 請求一件1,950円（改正前：1,850円）＋ファイル1つごとに4,450円（改正前：8,500円）＋送料等

3. 今後の予定

閣議：平成30年12月中旬

施行：一部改正法の施行の日（平成31年5月1日を予定）